成年後見制度の限界と そのすき間を埋めるもの(パートII) ~現場での工夫と取り組み事例から~

日時 平成26年2月22日(土) 13:30~15:30

会場 たちばな職員研修センター3階 研修室

【開会】(13:30)

シンポジウム趣旨説明:中嶋 展也 (弁護士、神戸シルバー法律研究会代表幹事)

【パネルディスカッション】(13:35~15:30)

現場での事例から

- (1) 一身専属的な行為への関わり
 - ① 結婚
 - ② 宗教法人への寄付
 - ③ 遺言
 - ④ 身体拘束
- (2) 多重問題を抱える家族への対応
- (3) 身辺整理
- (4)経済的虐待への対応
- (5)情報提供

◆コーディネーター:中嶋 展也 (なかじま のぶや) 弁護士 中嶋徹法律事務所

◆パ ネ リ ス ト:村上 英樹 (むらかみ ひでき) 弁護士 神戸シーサイド法律事務所

池田 篤信 (いけだ あつのぶ) 司法書士 池田篤信司法書士事務所

植田 京子 (うえだ きょうこ) 社会福祉士 植田社会福祉士事務所

谷口 昌良 (たにぐち あきら) 行政書士 リーガルオフィス神戸

【閉会】(15:30)

主 催:神戸シルバー法律研究会・第三者後見ネットワーク連絡会神戸市社会福祉協議会・神戸市

~はじめに~

近年、身寄りのない、或いは身寄りがいても非常に疎遠になっている単身者が増え、これまで 親族が行ってきた葬儀や供養、医療同意などを権限のない支援者が求められ、リスクを感じなが らも、やむを得ず関わる場合がでています。今回のシンポジウムでは、前回に引き続き、みだし のテーマのもと、結婚や信仰など一身専属的な行為への関わり、直面することの多い身辺整理や 経済的虐待への対応について、実際の事例をもとに専門職が意見を交わします。今後の現場での 取り組みの参考にしていただければ幸いです。

目 次

現場での事例から

(1)	一身専属的な行為への関わり
\			1 T B 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(1)一身只	∮属的な行	為への関	わり				
1	結婚・・			 •	 ··P	3 ~	4
2	宗教法人	への寄付		 •	 · · P	5 ~	6
3	遺言 · ·				 · · P	7 ~	9
4	身体拘束				 · · P	10~1	11
(2)多重問	題を抱え	る家族へ	の対応	 •	 ··P	'12~1	13
(3)身辺整	望 · · ·			 •	 · · P	'13~1	16
(4)経済的]虐待への	· 动位		 •	 · · P	'16~1	18
(5)情報提	≧供 · · ·				 · · P	['] 19~2	20

参考:主催団体の紹介

神戸シルバー法律研究会とは

- 1. 本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する弁護士に より発足された団体。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫県弁護士会」に引 き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識経験者、公認会計士、行政 にも拡げ、高齢者・障がい者に関する権利擁護等の調査・研究機関として再スタートした。(事 務局:こうべ安心サポートセンター)
- 2. 平成26年2月現在の会員数は、弁護士10名、医師4名、福祉関係者6名、公認会計士1名、 行政書士2名、学識経験者2名、行政5名の30名である。

(参考) 主な活動

平成 24 年度	・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの
1 170, 24 + 10	~現場での工夫と取り組み事例から~」
平成 23 年度	・「成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携」
平成 22 年度	・「申立て支援から始まる!!成年後見制度の利用」シンポジウム
十八 22 千尺	・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行・神戸市成年後見支援センター事業への協力
平成 21 年度	・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム
十八二十八	・「成年後見制度活用サポートブック」発行・「成年後見制度実態調査」事業への協力
平成 20 年度	・シンポジウム「みんなで考えよう!『成年後見制度』」
平成 19 年度	・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム
十八 19 千尺	・「(仮称) 高齢者をサポートする若者 (大学生) 育成プロジェクト」の研究
平成 18・17 年度	・高齢者虐待の事例検討
平成 16 年度	・「『高齢者虐待』を考える」シンポジウム
平成 15 年度	・第2回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム
十成 15 千茂	・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究
平成 14 年度	・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究
平成 14 平及	・第1回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム
平成 13 年度	・オーストラリアの成年後見制度について ・成年後見における身上監護
平成 12 年度	・成年後見制度における法人後見の研究 ・第2回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査
平成 11 年度	・成年後見制度における法人後見の研究
十八 11 千尺	・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム(H11.11)
平成 10 年度	・高齢者財産管理に関するシンポジウム開催(H10.6) ・イギリス・ランカシャー現地調査
平成9年度	・財産管理に関する監査システムに関する研究 ・第1回オーストラリア・ヴィクトリア州現
十八3十尺	地調査 ・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」
平成8年度	・研究報告書(H8.4)「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」
平成7年度	・カナダ・アルバータ州現地調査
平成6年度	・研究報告書(H6.4)「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」
十成 0 千及	・第2回高齢者財産管理シンポジウム (H6.7)
平成5年度	・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究
十八日十八日十八日十八日十八日	・第1回高齢者財産管理シンポジウム(H5.7)
亚比 4 年度	・財産預託制度負担付き(生前)贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究
平成4年度	・高齢者等財産管理事業研究会第1次報告書 (H5.3)・神戸シルバー法律相談開始 (H4.9)

第三者後見ネットワーク連絡会とは

1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障がい者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきている。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められている。 そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っている。

2. 構成メンバー

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」 ②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部 ③近畿税理士会 ④一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」 ⑤NPO 法人上野丘さつき家族会⑥神戸市社会福祉協議会 ⑦神戸シルバー法律研究会会員

現場での事例から

(1) 一身専属的な行為への関わり

(1) 結婚

被保佐人の男性が、近隣の知人女性と親しくなり、仲良く電動カートで、買い物や外食、娯楽等を共にするようになった。生活費が月額30万円を超え、付き合いをする前に比べると倍額に膨れ上がった。このままでは、すぐに貯金が底をつき、現状の生活が維持できなくなるのはあきらかである。保佐人は男性にもう少し出費を控えるよう話したり、付き合っている女性についていろいろ聞いたりしたので、保佐人と被保佐人の関係が険悪になった。その後2人は結婚を決め、「一緒に暮らすことになったので、通帳を返して欲しい」と被保佐人の男性から言われた。被保佐人に親族はいない。

Q1. 当事者同士が合意すれば婚姻が成立するのか。保佐人はどこまで助言できるのか。また、本人や配偶者・内縁関係者は、保佐人の解任・変更等を申立てることはできるのか。

【回答】

当事者同士が合意すれば、婚姻は成立します。婚姻は当事者の意思が尊重されるべき事柄なので、婚姻について保佐人の同意は不要です。

もっとも、保佐人は、本人の意思を尊重しつつ本人の身上を配慮し療養看護・財産に関する事務を行います。多額の出費がこのまま継続すれば、本人の財産や収支のバランスが崩れてしまう恐れがあります。そこで、保佐人としては、本人に対し、出費を控えるよう言ったり、女性にも本人の収支状況に配慮してもらうよう協力を要請する等のことが考えられます。

通帳に関しては、保佐人に付与された代理権の内容に預貯金に関する取引等 の項目があれば、保佐人が預貯金通帳を管理することになります。

しかし、婚姻については保佐人が法的に妨げることはできません。本人の真意に基づく婚姻かどうかを確かめること等の関わりにとどまるというべきでしょう。

保佐人の解任は、本人や親族などが家庭裁判所に請求することができます。

内縁関係者は請求できません。家庭裁判所により後見人の解任が認められるのは、後見人に任務に適しない事由がある場合に限られます。保佐人と被保佐人の関係が険悪になったというだけでは通常解任の理由になりません。

Q2. 婚姻という一身専属的な行為と、財産管理という本来の後見業務が絡み合った場合、保佐人はどういった関わりできるか。

【回答】

保佐人は本人の意思を尊重し残存能力や生活の質の維持、向上を目指す一方で、適正な財産管理を行い、本人の生活を支える事が大きな役割です。その為、 生活が成り立たなくなるような支出は保佐人として容認できません。

「結婚したい」という本人の意思は尊重しますが、その気持ちが揺らぐものではないかを確認する必要があります。本人に結婚によるメリット、デメリット等について説明し、結婚生活のイメージを持ってもらうなどの働きかけをします。本人との良好な関係を継続するためにも、本人の意思を無視した結論を押し付けないことが大切です。もし、本人との関係が悪くなってしまった場合は、ケアマネジャーや本人が信頼している知人等に加わってもらい、関係の修復を心がける事が大切です。

保佐人としては危惧される結婚であっても、結婚することになれば、二人の 財産から双方が出し合える生活費を協議し、財産管理をしながら適切な生活費 を渡していく事になります。本人の意思を尊重しつつ、財産を管理する事で生 活を支えるという両面からの関わりが必要です。

② 宗教法人への寄付

軽度の認知症であるが、姪の支援でなんとか一人暮らしをしていた女性だが、認知症状が急速に進行し、40年以上信仰している宗教法人に不相応な寄付を繰り返すようになり、預貯金が底をつくまでになった。また、金銭管理を支援していた姪への物盗られ妄想から、しばしば警察を呼ぶようになり、困り果てた姪が、保佐開始の審判を申立てた。しかし、保佐人がついた後も女性は「信仰している宗教にお金を出して何故悪い」といい、宗教法人への多額の寄付を主張した。

Q1. 保佐人は、不相応な寄付(贈与)を取り消す事はできるか。 また、判断能力が低下していたことを理由に、過去の不相応な寄付について 返金請求することはできるか。

【回答】

保佐開始審判前の寄付については、保佐人は取消しができません。保佐開始 の審判以降の寄付については、取消しができます。

なお、判断能力が低下していたことを理由に、過去の不相応な寄付を無効として、返金請求等をすることができる可能性はあります。例えば、女性が寄付をしたらどうなるのかを理解できない状態で寄付をしていた場合など、女性に意思能力が無かった場合には、寄付(贈与)は民法上無効と考えられます。この場合は、宗教法人に対し返還請求することが可能です。ただし、寄付した当時に女性の意思能力(判断能力)が無かったことを証明する必要があり、この証明が困難である場合が多いと予想されます。

Q2. 保佐人はどういった関わりができるか。

【回答】

本人が帰依する宗教について配慮するのは当然ですが、本人の生活を脅かす ような寄付については、善管注意義務に基づいて対応します。

本人に通帳等を見せ、預貯金額を伝え、日常生活を維持するために必要な生活費について丁寧に説明します。認知症による記憶力低下、理解力低下に配慮しながら、時間をかけ、不相応な寄付金が現実的に難しいことを分かりやすく話します。

それと共に、本人が信仰している宗教法人に、保佐人が就任したこと、本人の財産管理について代理権が与えられていること等を説明し、寄付金については領収書の発行を依頼します。また、現在の預貯金額では、本人の言っている寄付額は難しくなっている状況を説明し、可能な寄付額とすること、本人に催促等しないよう依頼します。失礼の無い寄付額を確認し、支払い可能な金額であれば、今後はその金額を保佐人より振り込むこと等を取り決めます。また、本人にも説明し、同意を得ておくことが大切です。

信仰も一身専属事項であり、保佐人が本人の寄付行為を阻止することはできません。本人への財産状況の説明と相手側への働きかけにより、本人の意思を尊重しながら、宗教法人とも良好な関係を継続していけるよう支援することが大切です。

参考

善管注意義務 (善良なる管理者の注意義務) ~成年後見人の場合~

成年後見人の職業、地位、知識などを総合して、一般的に求められる平均的な注意義務のことを指す。職務として、他人の財産を管理する注意義務である為、より慎重に扱うことが要求されることになる。もし、注意義務を怠り、被後見人に損害を与えた場合は、損害賠償の責任が生じる可能性がある。

③ 遺言

アルツハイマー型認知症を発症した 55 歳の女性は、5 年前に精神科医師により後見相当との鑑定がなされ、成年後見人がついている。感情面では落ち着いているが、見当識障害や短期記憶障害等の進行がみられる。しかし、10 年来の知人や後見人弁護士については、自分との関わりを認識しているようで、信頼できる人物として対応する姿が確認できた。古い記憶は比較的鮮明で、幼少期を過ごした児童養護施設の園歌も歌える。両親について尋ねると、母親が既に亡くなっていることは認識しており、父親については激しい憎悪の念を持って「殺したいぐらい」と述べた。その父親が財産を相続する可能性について説明すると、「絶対だめです」「ひっくり返してもだめです」(何があってもだめの意)と断固とした拒絶を示した。これに対して、児童養護施設には非常にお世話になった、よくして貰ったと感謝の念が強く、繰り返し述べた。そして、自分の遺産を同施設に遺贈したいとの意思を表明した。

Q1. 成年被後見人が遺言をする場合、どんな法的手続きが必要か。

【回答】

自分の死後、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、最も有効・ 有意義に活用してもらうため、遺言書を作成するというのは、本人にとって、重要 な意思表示です。

遺言は、遺言者本人の真意を確実に実現させる必要があるため、厳格な方式が定められています。その方式に従わない遺言はすべて無効です。「あの人は、生前こう言っていた。」などと言っても、どうにもなりません。録音テープやビデオにとっておいても、それは、遺言としては、法律上の効力がありません。

遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言という、3つの方式が定められていますが、 参考 のとおり、公正証書による遺言が最も確実といえます。

ところで、公正証書遺言を作成するにしても、本人の意思は重要な要因です。

一般的には、遺言の依頼は、遺言をしてもらう側から申し出がなされる場合が多いですが、このような場合には、遺言をしようとする人に、そもそも遺言をしたい

という動機があるのか否かということを見極めることが重要だと思われます。

そして、事例のように、本人自身の側に、明らかな遺言の動機(積極的に誰かに 遺贈したいというもの、あるいは推定相続人の誰かには絶対相続させたくないとい うもの)がある場合、それを実現させてあげるためには、通常の場合(本人の意思 能力に何ら問題がない場合)に比べて、後日、紛争(本人の相続人から遺言無効の 訴訟等を起こされる等)がおこらないようにするために、どのようなことに留意し なければならないか、考える必要があります。

参考

i. 自筆証書遺言

- ・遺言者自身が遺言の内容の全文を書き、かつ、日付、氏名を書いて、署名 の下に押印することにより作成する遺言(すべてを自書する必要があり、 ワープロ、代筆等によるものは無効)
- ・自分で書けばよいので、費用もかからず、いつでも書けるが、内容が複雑 な場合には、法律的に不備な内容になるおそれがあり、後に紛争の種を残 したり、無効になってしまったりする場合がある
- ・誤りを訂正する場合の方式が厳格なので、方式不備で無効になってしまう 危険もある
- ・遺言書を発見した者は、必ず、家庭裁判所の検認手続を経なければならない
- ・自筆証書遺言を発見した相続人等が、その内容が自分に不利な場合、破棄・ 隠匿・改ざん等をする危険性がある
- ・全文を自書しなければならないので、字が書けなくなった人は利用不可

ii. 公正証書遺言

- ・遺言者が、公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて公証人が 作成
- ・公証人が作成するため、方式の不備が原因で遺言が無効になるおそれがない
- ・家庭裁判所の検認手続を経る必要がないので、相続開始後、速やかに遺言 の内容を実現できる
- ・原本が公証役場に保管されるので、破棄・隠匿・改ざん等のおそれがない
- ・自書が困難となった場合でも、公証人が遺言者の署名を代書可能

iii. 秘密証書遺言

- ・遺言者が、遺言の内容を記載した書面(ワープロ、代筆等も可)に署名押印をした上で、これを封じ、遺言書に押印した印章と同じ印章で封印した上、公証人及び証人2人の前にその封書を提出し、自己の遺言書である旨等を申述し、公証人が、その封紙上に日付及び遺言者の申述を記載した後、遺言者及び証人2人と共にその封紙に署名押印することにより作成
- ・遺言の内容を誰にも明らかにせず秘密にすることができる反面、公証人も その遺言書の内容を確認することはできないので、遺言書の内容に法律的 な不備があったり、後に紛争の種を残したり、無効になってしまったりす る危険性がある
- ・自筆証書遺言と同様、遺言書を発見した者は、必ず、家庭裁判所の検認手 続を経なければならない

Q2. 成年被後見人は、遺言をすることができるのか。その効力が問題になることはないのか。

【回答】

法の定める条件と手続に則って行う限り、成年被後見人は単独で遺言ができます。遺言の内容も本人の自由ですので、児童養護施設のような第三者への贈与といった遺言も可能です。

注意を要するのは遺言能力の点です。遺言者に遺言の内容を理解する能力があるか、ということです。本件では、女性の考える内容、すなわち、憎んでいる父親に遺産を相続させるのではなく、愛着のある児童養護施設に遺贈したいという点は合理的であると言えます。女性が遺言する際の能力について、医師の診察により十分であることが証明された状態ならば、遺言をすることは差し支えないと思われます。

4 身体拘束

認知症状のある要介護3の高齢者(被後見人)が、手術の為入院することになった。病院側から、手術のリスク・術後の日常生活に関する説明(インフォームド・コンセント)とともに、夜間の職員体制から手術後の身体拘束についても説明された。身寄りのない方だったので、病院側から後見人に「手術に関する同意」「輸血に関する同意」「身体拘束に関する同意」を求められた。また同意が得られない場合は「手術できない」と言われた。

Q1. 後見人は、署名に応ずる義務はあるか。後見人以外の支援者(ケアマネジャー・ 友人など)では違いはあるのか。断った場合は、どうなるのか。

【回答】

後見人には、署名に応じる義務はありません。

身体拘束について、これに同意できるのは本人(あるいは家族)に限られま す。後見人の権限ではありません。

ケアマネジャーや友人などの支援者も、署名に応じる義務はありませんし、 同意をする権限もありません。

法的には、病院の側で、本人又は家族の同意は得られないという状況において、本人に対する看護方法として身体拘束をする必要性があるか、あるとすればどのような内容かを判断し行うべき、ということになります。

Q2. 身体拘束を避けるためにどういった事ができるか。

【回答】

身体拘束は本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節拘縮や筋力低下など身体的な機能低下の危険性もあります。身体拘束は原則として虐待に該当する行為と考えられ、後見人としては十分配慮しなければならない行為です。

身体拘束は、緊急やむを得ない場合のみ許されることで、切迫性(利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合)、非代替性(身体拘束以外に代替する介護方法がないこと)、一時性(身体拘束は一時的なものであること)の全てが満たされることが必要です。身体拘束の内容、目的、時間、期間などを確認しておくことが重要です。

この事例のように、病院側から一律に身体拘束の同意を求めている場合、どのような身体拘束が必要であるか説明を求め、確認しておきます。

また、日常の行動様式を伝え、認知症状等の詳細、理解力、記憶力等についての情報を提供することで、無用な身体拘束がされないように配慮します。この場合、日常生活を把握しているケアマネジャー等から情報を事前に得ておくことも有用です。また、入院中には頻回に訪問し、無用な身体拘束がされていないか確認するとともに、改善を求める場合や早期退院を検討する場合もあります。

参考事例

- ・知的障害者の場合で、手術後の身体拘束について同意を求められたが、個室の 利用や付き添いを付ける事で身体拘束を避けられた。
- ・知的障害者の場合、施設などで勧められる傷害保険に加入することで、付添費 用や個室への入院に要する差額ベッド代の一部を傷害保険で賄うことが出来る。 (保険料は年間17,000円ぐらい)
- ・身体拘束などの同意書にサインしなければ、手術しません!と医師と押し問答 になり、結局施設の職員がサインをした。

(2) 多重問題を抱える家族への対応

親子3人世帯。本人は妻と母親の立場で、身体障害者の夫と閉じこもりで就労が難しい長男への支援を永年行ってきたが、本人の認知症の進行により、世帯全体が生活困難に陥った。

地域包括支援センターは、本人に介護サービス利用の支援を行ってきたが、認知症の進行に伴い、金銭管理等が困難となったため、後見申立ての支援をし、後見人が就任した。

Q1. 後見人として係わる場合の視点にどういうものがあるか。

【回答】

後見人はあくまで本人の保護を目的として活動するものであり、家族の世話をするということは職務ではありません。

また、内容によっては本人と家族とで利害対立する問題もあり、そのような 問題ではさらに複雑です。

もし、本人の身上監護に関連して、家族についても何らかの保護(成年後見など)が必要であると考えられる場合には、後見人自身が世話をするというのではなく、家族について後見申立てなどの手続をとることや、そこまでの程度に至らない場合でも、必要な介護・福祉サービスの利用を促す等により対処する方法が考えられます。

Q2. 実際の関わりとしてどういった事例があるか。

【回答】

家族のそれぞれが認知症、身体障害、精神障害を抱えており、後見人として 就任後、本人及び家族の抱える問題に対応しなければ、世帯全体が安心、安全 な生活が保障されないため、家族に対しても必要な対応をしていくことになり ました。

これまでは、身体障害の夫に対して本人が介護支援していましたが、認知症 の進行により困難となったため、後見人は夫の同意のもと地域包括支援センターへ相談し、未導入であった介護保険サービスの導入を依頼しました。

また、長男に対しては、障害者地域生活支援センターに相談し支援を依頼し、 世帯全体の収入を確保するために生活保護担当課へ生活保護の申請について相 談しました。

その後、本人の認知症がより進行し、徘徊を繰り返すようになり施設入所に 至りましたが、残された家族も、それぞれ支援者が就き、後見人としても安心 できる状況となりました。

(3) 身辺整理

被後見人が施設(特別養護老人ホーム)に入所することになった。在宅復帰は困難である為、賃貸住宅の整理、明け渡し、解約手続きをすることになった。被後見人の財産はほとんどなく、協力してくれる親族に関する情報もない。住居には、着物やアクセサリー、仏壇・位牌・遺骨があった。

【回答】

在宅復帰が困難であれば、後見人は、賃貸住宅の解約・明渡しを検討することになります。在宅復帰の可能性が全く無いかどうかという点との兼ね合いで、 賃料等を支出し続けるかどうかを検討することが、財産管理上必要となるからです。

賃貸住宅を解約し明け渡すとなれば、必然的に、家財道具の処分等について も対処しなければなりません。

なお、もし後見人が賃貸住宅を解約する場合は、「居住用不動産の処分」にあたるため家庭裁判所の許可が必要です(民法859条の3)。

Q2. 親族を探す方法はあるのか。誰が探すのか。

【回答】

親族を探す方法として、戸籍から所在を辿るという方法がありますが、本人が請求できる範囲は、直系尊属(父母や祖父母)若しくは直系卑属(子や孫)までですので、法定代理人である成年後見人についても、被成年後見人(本人)が請求できる範囲内においては、請求することが可能と考えます。(保佐人及び補助人については、付与されている代理権の範囲内に戸籍の取得手続きが含まれているかどうかで判断することになります)

それ以外の親族を戸籍から辿る場合は、第三者請求となり法律上定められた 理由に該当しない限り、請求することはできません。

今回のケースであれば、例えば家賃滞納の理由で家主側から退去請求があった等、紛争性があるような場合については、弁護士・司法書士等の専門職に依頼することで必要に応じて戸籍を取得することが可能と考えます。

予め不測の事態に備え、後見申立ての際に親族関係図から所在を確認してお く等の対応が大切だと思います。 Q3. やむを得ず関わるとすれば、どんな対応をすればよいか。また、その際にはどのような問題に気をつければよいか。

【回答】

① 退去手続

後見人は「自己決定の尊重」の趣旨から本人の居所指定はできません。施設への入所にあたっては、本人の意思確認が可能であれば、入所する事や住民票の異動について同意をえておく必要があります。その上で、退去にあたっては、賃貸借契約書の内容を確認し、事前に貸主に退去の申し出をしておきます。また、退去にあたって臨時支出が見込まれる場合は、費用の交渉が必要な場合がありますので、後見人としては事前準備が重要です。

② 家財道具の扱い方

本人の意思が確認できる場合は、保管が必要な物品を本人に確認しておきます。 本人の意思確認が難しく、親族からも不要と言われた場合でも仏壇、位牌、遺骨 等については慎重に扱うべきことは当然です。

施設に対し、事前に持参できる物品を確認し、持参が可能であれば、位牌を含め本人にとってかけがえのない物品の選別をしておきます。選別が難しい場合はケアマネジャーや本人の親しい知人からの聞き取りも大切です。遺骨は埋葬場所を探し、依頼することも検討します。

③ 親族との関係

親族に所有権があると思われる物品があった場合は、連絡先がわかるようであれば事前に確認します。また、処分することにより、先々紛争が想定されるような物品については、相手側に確認を依頼すると共に、処分に対する同意書を作成し、署名、捺印を求めておくことも必要な場合があります。

④ 家財道具の処分方法

家財の処分については業者へ依頼しますが、2~3社より見積書を取り、条件等を含め選定します。手数料、リサイクル料の費用を確認し、リサイクルショップへの売却、本人の知人への譲渡等も検討します。本人が大切にしていた物品を知人等に使ってもらうことは有用です。

参考事例

・住宅内の清掃などをする場合は、「○○が無くなった」といったトラブルを避けるためにも、一人でするのではなく、第三者に一緒に入ってもらった。また写真撮影など記録をとっておいた。

(4)経済的虐待への対応

独り暮らしの認知症高齢者に法定相続人はいないが、数年前から又従兄弟の男が 月に数回訪ねてくるようになった。又従兄弟に買い物や身の周りの世話をしてもら う度に、釣り銭などをお礼として渡していたが、通帳とキャッシュカード(暗証番 号記載)を持ち出され、今は生活費にも不自由する状況である。ケアマネジャーが 又従兄弟に通帳とキャッシュカードを返すよう何度も申し入れたが、「お金は研究 費として借りて使った。発明が成功したら返済する」と言うばかりである。

Q1. 後見(保佐・補助) 開始の審判の申立てをしたいが、誰が申立人となれるのか。

【回答】

後見等の申立人には、本人、配偶者、四親等内の親族の他、親族がいない等、 一定の場合には市区町村長もなれます。

ところで、申立人になれる上記親族と本人との間には、利害関係が存在する 場合も多々あります。 本人にそれなりの財産があれば、その財産をめぐって、親族あるいは第三者が、ある意味「強い関心」を持ちます。悲しいことに、本人に対してではなく、その財産に対してです。

そういう意味では、財産があまりない人の場合には、これら申立権のある親族は、まさに親族の情として、後見等の申立てに協力してくれることが多いでしょう。

ところが、これら親族が、本人の金銭を搾取、あるいはそこまでいかなくとも、常識的な扶助・扶養を超えた援助を受けているような場合には、本人についての後見等の申立てについて、非協力的であったり、逆に強い反対があったり、あるいは本人の財産の管理に固執し、自分自身が後見人等の候補者になることを条件とする等、申立てがなかなか進まないこともあります。

昨年1月1日から家事事件手続法が施行され、一旦、後見等の申立てがなされると、裁判所の許可がない限り、申立人による任意の取下げができなくなりました。これは、処分権主義の例外として、手続が係属した以上、まさに裁判所が後見的立場に立って、本人の保護の必要性を判断するという制度趣旨の表れだと思われますが、しかしこれによっても、「申立てなければ審理なし」という原則は変わりません。

よって、このケースのように、本人を取り巻く申立権のある親族に、後見等の申立てを期待することができないような場合には、本人の福祉のため、市区町村長による申立てが必要不可欠であり、ケアマネジャー等の支援者は、行政担当窓口に対し、その発動を強く求めていく必要があると思われます。

Q2. 金銭搾取(経済的虐待)され、生活が脅かされている。審判前に通帳を取り返す方法はないのか。

【回答】

審判前の保全処分を利用する方法が考えられます。

後見開始の審判の申立てがあった場合で、本人の財産の管理又は本人の監護のために必要があるときは、家庭裁判所は、申立て又は家庭裁判所の職権で、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産管理者の選任もしくは事件の関係人に対する指示、又は後見命令ができます(家事事件手続法126条1項)。

本件では、後見開始の審判の申立てをし、それとともに審判前の保全処分を 申立て、家庭裁判所から財産管理者を選任してもらい、財産管理者による預貯 金の管理を図ることが考えられます。

Q3. これまでに持ち出されたお金の返済を受ける方法はないのか。

【回答】

又従兄弟に対して、貸金請求や不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の提起を することが考えられます。

ただし、貸金の額や、不法に流用された金額などを正確に証明することには 困難を伴うことが多い点と、又従兄弟に資力が無ければ訴訟で勝訴判決を得た としても現実にお金の回収が出来ないという点があります。

このような問題点も考慮の上で、訴訟等の法的手段を採ればいくらかでも回収の見込みがあると考えられる場合は、法的手段を採ることがあります。

(5)情報提供(トピックス)

①(成年被後見人の)選挙権の回復について

② 後見人の職務について(平成23年度シンポジウムより抜粋)

- ・後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に 配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産管理を適正に管 理していくことです。
- ・後見人には成年後見人、保佐人、補助人の3類型があり、類型や各々のケースによって、代理権、同意権が家庭裁判所から付与されています。後見人は定められた代理権・同意権の範囲内で職務を遂行するとともに、新たに代理権・同意権が必要になった場合は裁判所に代理権・同意権の付与を申立てます。
- ・後見人は通院・入院介助、買い物、介護といった日常生活のお世話(事実行為)は行いません。しかし、本人に必要な支援は何かを判断し、適切な福祉サービスを受けられるように、本人に代わって福祉サービスの利用契約を締結(代理権)します。また本人が後見人の同意無く不利な契約をしてしまった場合には契約を取り消す(同意権・取消権)こともあります。
- ・後見人は身元引受人(連帯保証人)にはなれません。しかし、後見人は本人の代理人として、責任をもって利用料の支払い等をすることを病院や施設に説明します。
- ・後見人には医療行為の同意権はありません。しかし、後見人は、本人の代理 として、親族がおられる場合は親族に医療同意をお願いします。全く親族が おられない、あるいは連絡が取れない、連絡が取れても協力を拒まれたよう な場合は、医師の判断で医療行為を行っていただけるようお願いします。

③ 医療同意について

訴訟リスク等に備えて、親族や関係者に同意を求めざるを得ないとする医療関係者の意見があります。また、法改正により、後見人に同意権を付与すべきであるとする意見、さらにはホームドクターと専門医の連携体制の構築や診療情報のネットワーク化など、ホームドクターの役割を重視すべきとする意見などがあります。

◆シンポジウム関連資料は、ホームページで閲覧可能です。 随時アップしていきます。

こうべ安心サポートセンター | で検索し | 資料室 | へ。

(アドレス)

http://www.with-kobe.or.jp/cgi-bin/news/index.cgi?mode=list&genre=22

成年後見制度の相談・問い合わせ先

成年後見制度について

■神戸家庭裁判所 申立受付係(手続案内・申し立て受付)

1078-521-5930

管轄:神戸市全域(西区は明石支部でも可)、三木市、三田市

住所:神戸市兵庫区荒田町3-46-1

■神戸家庭裁判所 明石支部

2078-912-3233

管轄:明石市、神戸市西区(神戸家庭裁判所でも可)

住所:明石市天文町2-2-18

成年後見人など候補者の紹介、その他申し立て相談

■兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」

相談料:(1) 来館・来所相談は、30分5,000円(税別) 30分を超えた場合には15分ごとに2,500円を加算。

- (2) 出張相談は、1時間程度1万円(税別)+交通費 1時間を超えた場合には15分ごとに2,500円を加算。
- ※来館・来所・出張相談は予約制です。
- ※相談料は、法テラスの基準に従い免除となる場合もあります。
- ※電話相談の相談料は無料で予約も不要です。電話番号とファックス番号は専用回線がありますので、 ご利用の方はたんぽぽ事務局 (TEL: 078-341-0550) へご確認ください。

住 所:神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内

神戸本部 → 1078-341-0550/要予約 (平日 10:00~12:00 13:00~16:30)

姫路支部 1079-286-8222/要予約 (同上)

尼崎支部 1 06-4869-7613/要予約(同上)

■兵庫県弁護士会 「高齢者・障害者 権利擁護なんでも110番」

法律専門職 (弁護士・司法書士) と福祉専門職 (社会福祉士・精神保健福祉士) とがチームを組んで、 電話・FAX相談に応じます (無料)。

FAX相談には専用用紙がありますので、事務局(TEL:078-341-0550)へご確認ください。

1078-362-0074

EXI 0 7 8 - 3 6 2 - 0 0 8 4

(毎月第3火曜日 13:00~16:00)

■社団法人 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部

住所:神戸市中央区楠町2-2-3 兵庫県司法書士会館内

3078-341-8699 (相談専用。平日 13:00~16:00)

■一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」

住所:神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内

お悩みは にっこりにこにこ ぱあとなあ 7078-222-8107

(平日 10:00~16:00)

近畿税理士会

お近くの税理士にご相談ください。

成年後見制度の相談・利用支援

■神戸市成年後見支援センター

住所:神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階 **2**078-271-5321

(平日 9:00~17:00)

身寄りがない方などの法定後見申し立てについて

■各区役所保健福祉部あんしんすこやか係

任意後見制度の手続などについて

神戸公証センター

3078-391-1180

(平日 9:00~17:00)

住所:神戸市中央区明石町44番地 神戸御幸ビル5階

明石公証センター

2078-912-1499

(平日 9:00~17:00)

住所:明石市本町1-1-32 明石商工会館ビル3階

判断能力が不十分な高齢者、知的・精神障がい者の権利擁護相談

■こうべ安心サポートセンター

3078-271-3740

住所:神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階 (平日 9:00~12:00 13:00~17:00)

介護保険制度の利用、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用支援などについて

■地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)

お近くのセンターの所在については、各区役所保健福祉部あんしんすこやか係にお問い合わせください。

障がいのある方の地域での生活支援について

障害者地域生活支援センター

お近くのセンターの所在については、各区役所保健福祉部あんしんすこやか係にお問い合わせください。